



島根県報

平成21年3月24日（火）

号外第39号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県公文書管理規則の一部を改正する規則

（総 務 課） 2

【訓 令】

島根県公文書管理規程の一部改正

（総 務 課） 2

公布された条例等のあらまし

◇島根県公文書管理規則の一部を改正する規則（規則第16号）

1 規則の概要

- (1) 地方機関の定義の改正（第2条関係）
- (2) その他規定の整理

2 施行期日

平成21年4月1日から施行することとした。

規 則

島根県公文書管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第16号

島根県公文書管理規則の一部を改正する規則

島根県公文書管理規則（平成13年島根県規則第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「に規定する地方機関」の次に「（隠岐支庁にあっては、組織規則第21条第2項に規定する局等）」を加える。

別表中「公益法人の設立許可等」を削る。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

訓 令

島根県訓令第3号

本 庁
地方機関

島根県公文書管理規程（平成13年島根県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

平成21年3月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第14条中「副知事名」の次に「、会計管理者名」を加える。

第45条第2項中「の長」の次に「（隠岐支庁の局等にあっては、隠岐支庁長をいう。第47条第1項において同じ。）」を加える。

別表第1中

隠岐支庁	隠岐保健所島前保健環境グループ及び県土整備局島前事業部
------	-----------------------------

 を

「

隠岐支庁隠岐保健所	島前保健環境グループ
隠岐支庁県土整備局	島前事業部

 に改める。」

別表第2の2の表総務部の項中 「 隠岐支庁県土整備局島前事業部 」 を 「 島前事業部 」 に改め、

同表健康福祉部の項中 「 西部福祉事務所 」 「 西福 」 を削る。

様式第11号中「課」を削る。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。